

(意見書案第3号)

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書

本年は、第二次世界大戦の終戦から70年の節目を迎える。

我が国は、日本国憲法に不戦の決意と「世界平和」という理想実現への努力をうたい、70年間、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきており、また、唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取り組みにおいて、積極的に貢献しなければならない。

昨年4月、核兵器の非人道性をめぐる議論の高まりの中で開催された「軍縮・不拡散イニシアティブ(NPT I)広島外相会合」では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼びかける「広島宣言」を我が国から世界に発信することができたところである。

よって、政府においては、一日も早い「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」の構築に向け、我が国が積極的に貢献していくよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 核兵器保有国も参加するNPTにおいて、「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」の検討に着手することを合意できるよう、本年開催されるNPT再検討会議の議論を積極的にリードすること。
- 2 原爆投下70年の本年、我が国で開催される広島での国連軍縮会議、長崎でのパグウォッシュ会議世界大会から、「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」実現への力強いメッセージを世界に発信できるよう、政府関係者、専門家、科学者とともに市民の代表や世界の青年の参加の促進を図るなど、両会議を政府としても積極的に支援すること。
- 3 NPT I広島宣言を受け、主要国の首脳が被爆の実相に触れる第一歩として、日本で開催される2016年主要国首脳会合(サミット)の首脳会合、外相会合やその他の行事を広島、長崎で行うことを検討すること。
- 4 核兵器禁止条約を初めとする法的枠組みの基本的理念となる、核兵器の非人道性や人間及び地球規模の安全保障について、唯一の戦争被爆国として積極的に発信し、「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」に関する国際的な合意形成を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

釧路市議会

内閣総理大臣 }  
外務大臣 } 宛